# 1　手帳

●身体障害者手帳

●療育手帳

●精神障害者保健福祉手帳

# 1　手帳

## 身体障害者手帳

**身体障害者手帳**
窓口　障害者福祉課
電話番号：224-5785

身体に一定の障害のある方が、市に申請することにより、交付を受けることができます。また、手帳を取得することで、福祉サービス等を利用することができます。

**（対　　象）**視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓）機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法施行規則別表（１２２・１２３ページ参照）に該当する方。

**（申　　請）**以下のものをお持ちください。

①診断書（市指定の様式により指定医師が作成したもの）
②マイナンバー（個人番号）及び身元確認書類
③本人の顔写真２枚（たて4cm×よこ3cm）
④診断書料補助金交付申請書・診断書料の領収書

**＊市内指定医師一覧と診断書はホームページに掲載しております。**

**（申請から交付まで）**

申請後、市で審査を行い、法に定められた障害に該当すると認められた場合は、手帳が交付されます。申請後、手帳の交付まで約１ヶ月かかります。

**（変更・紛失・死亡時等の提出書類）**

手帳を取得した後に以下の事項が生じたときは、障害者福祉課で手続きをしてください。

◎用意していただくもの（マイナンバー及び身元確認書類は共通して必要です）

＊　住所や氏名が変わった時･･･手帳
＊　手帳を紛失、破損した時･･･写真（２枚）・（破損した手帳）
＊　等級を変更する時･･･････手帳・診断書・写真（２枚）
＊　障害者本人が死亡した時･･･手帳

## 療育手帳

**療　育　手　帳**

窓口　障害者福祉課

電話番号：224-5785

知的障害のある方が市に申請することにより、県から交付を受けることができます。また、手帳を取得することで、福祉サービス等を利用することができます。

**（対　　象）**知的障害が発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、一定の基準に該当する方。

**（申　　請）**以下のものをお持ちください。

マイナンバー（個人番号）及び身元確認書類

**＊転入や18歳以上の申請の場合、その他の書類も提出していただくことがあります。**

**（申請から交付まで）**

申請後、１８歳未満の方は川越児童相談所で、１８歳以上の方は県の知的障害者更生相談所で判定を行います。判定の結果、一定以上の知的障害が認められた場合は、手帳が交付されます。

＊手帳交付時に本人の顔写真２枚（たて 4cm×よこ3cm）が必要となります。

**（変更・紛失・死亡時等の提出書類）**

以下の事項が生じたときは、障害者福祉課で手続きをしてください。

◎用意していただくもの（マイナンバー及び身元確認書類は共通して必要です）

＊　住所や氏名が変わった時･･･手帳

＊　手帳を紛失、破損した時･･･写真（２枚）・（破損した手帳）

＊　等級を変更する時･･･････手帳

＊　障害者本人が死亡した時･･･手帳

## 精神障害者保健福祉手帳

**精神障害者保健福祉手帳**
窓口　障害者福祉課
電話番号：224-5785
窓口　保　健　所
（保健予防課）
電話番号：227-5102

精神疾患があるために、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約（障害）がある方が、市に申請することにより県から交付を受けることができます。また、手帳を取得することで福祉サービス等を利用することができます。

**（対　　象）**一定の精神疾患（うつ病・統合失調症、高次脳機能障害等）のある方

**（申　　請）**以下のものをお持ちください。

①所定の診断書または年金証書（精神障害を支給事由とする年金）の写しもしくは直近の年金振込通知書の写し

②マイナンバー（個人番号）及び身元確認書類

＊診断書は初診日（手帳の交付を求める精神疾患について初めて診療を受けた日）から６ヶ月経過した日以後に記載されたもの、かつ、申請日から３ヶ月以内に記載されたものに限ります。

＊新規交付・再認定・再申請・他県からの転入申請の方は、左のＱＲコードから申請書を事前作成できます。

**（申請から交付まで）**

審査の結果、一定以上の精神障害が認められた場合は、手帳が交付されます。申請後、手帳の交付を受けるまでは約３ヶ月かかります。

＊手帳交付時に本人の顔写真１枚（たて 4cm×よこ3cm）が必要になります。

**（変更・紛失・死亡時の提出書類）**

以下の事項が生じたときは、市役所・障害者福祉課又は保健所・保健予防課で手続きしてください。

◎用意していただくもの（マイナンバー及び身元確認書類は共通して必要です）

＊住所や氏名が変わった時･･･手帳

＊手帳を紛失、破損した時･･･写真（１枚）・（破損した手帳）

＊等級を変更する時････手帳・診断書または年金証書の写しもしくは直近の年金振込通知書

＊障害者本人が死亡した時･･･手帳